平成２７年（フ）第４６５９号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町277－１、住民票上の住所青森県弘前市大字八幡字岸野田50－５
債務者　今村　省一
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６２号
東京都中野区中央３丁目22―17―102
債務者　紺野　翔
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６６９号
神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目14―７―403
債務者　佐藤　由美（旧姓大久保）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６７０号
東京都東大和市向原５丁目1152―１―205
債務者　千頭和　修
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６７１号
東京都練馬区氷川台４丁目38―15―102
債務者　梶丸　孝司
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６７２号
神奈川県相模原市南区新磯野１丁目48―14
債務者　福崎たけし
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６８０号
東京都品川区西五反田４丁目９－４―201
債務者　菜種　惠子
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９０号
東京都足立区西新井１丁目36―11―203
債務者　青山　正明
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９１号
東京都足立区西新井１丁目36―11―203
債務者　青山りえこと　李　　英
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９２号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目17―１―106
債務者　岩下　麻由
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９３号
東京都品川区大井４丁目12―13―201
債務者　高橋恵美子
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９４号
東京都足立区扇２丁目36―13―509
債務者　藤極　道男
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９５号
東京都江東区越中島３丁目５―27―107
債務者　畑　　松子
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６９８号
東京都台東区浅草３丁目40―12―203
債務者　佐藤　修英
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７０１号
東京都中央区日本橋小伝馬町３－10　上嘉ビル５Ｆ501号
債務者　鬼塚　央人
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７０２号
東京都江戸川区松島３丁目48―７―401
債務者　斎藤　卓也
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部